

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2018年12月10日(月)発行
No.308

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

青年部主催「商売を語る会」 出かけることが勉強、人とのつながりが大事



＝「商売を語る会」で報告する
白部青年部長＝

報告者一人目の白部青年部長は、オーダーメイドのスノーボード制作の仕事を開業するにあたり、名古屋市の『平成30年度スタートアップ企業支援補助金』と愛知県の『あいち中小企業応援ファンド助成金』を申請した経験を発表。「SWOT分析とも関連があり、経営の内容や計画をわかりやすく説明できないといけない。最終的には面接で担当者から『これは、本当に自分で作られましたか』と聞かれた。書面で通るかどうかなので中小企業診断士などプロに依頼している人が多い。しかし、自分の

11月27日(火)夜7時30分
分「商売を語る会」を開き、青年部員5人を含む9人が参加しました。

ように小規模なところではプロに何十万も払ったが残らなくなってしまう」「愛知県の補助金が本命だったので、じっくり準備したが、そもそもその順番を踏んでいなかったために締切前に持っていたのに門前払いだった。対応が非常に悪くてがっかりした。補助金を申請しようと思ったきっかけは、補助金の学習会に参加したこと。いろんな場所に出ることで勉強になる」と明快に述べました。

二人目の橋本さんは、「従来のネットでの家電販売は安定しているが、今後を見越して新しい法人を創業した。法人設立を自分で行い、(法人所在地の)春日井市には、法人登録免許税の補助があったが、知らずに申請できなかった。信用金庫の創業塾に出た勉強になったし、春日井市は利子の補助(利子補給)もあると教えてもらい開業資金の申し込みをしている。今、町内会長をやっている、地域の人が助けてくれたりと、商売にも教えてもらったりと、商売には人のつながりが欠かせないと感じている」と実感のこもった発言でした。

中小企業法務

プラス!ワンポイント

～ 押さえておきたい相続法改正① ～

2018年7月6日、約40年ぶりに相続に関する民法などの改正法が成立しました。今回は、是非押さえて頂きたい改正の内容のうち、自筆証書遺言に関するものを解説します。

従来、自筆証書遺言(＝手書きの遺言)については、全文を遺言者が自分で書く必要がありました。遺言書を作成する時点でお体が不自由な方も多いことから、特に財産の数が多い場合、全文の手書きは大きな負担でした。

そこで、今回の改正では、財産目録を別紙として添付する場合に限り、パソコンで作成した財産目録や、登記事項証明書、銀行預金通帳のコピーを添付することが許されることになりました。ただし、別紙の全ページに署名・押印をする必要があります。これによって偽造が防止されることになります。この見直しは、2019年1月13日から施行されます。

また、今まで自筆証書遺言は公的機関に保管する制度がなく、紛失や偽造のおそれがありました。

そこで、改正法では、自筆証書遺言を法務局に保管する制度が新設されました。遺言者本人が法務局に原本を持参して申請しなければならず、本人確認の上、遺言書の形式審査を受けて、保管がなされるので、後日の紛争を避ける効果が期待できます。相続の開始後、相続人は法務局で遺言書の内容を確認することができ、他の相続人にも遺言書の存在が通知される仕組みです。この見直しは、2020年7月12日までに施行される予定です。

2018年12月

弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

年末調整・学習会

日時: 12月10日(月) 19:30～

12月12日(水) 14:00～

場所: 民商事務所・3階

＝ 持ち物 ＝

源泉徴収簿(給与台帳)、扶養控除申告書、配偶者控除等申告書、保険料控除申告書、国保料の領収書、各種控除証明書、住宅特別控除計算書、横判、認印(法人は実印)源泉所得税の領収書、昨年の年末調整の資料一式(源泉徴収簿など)

三人目は、柳澤会長。どうして造園業に携わるようになったのか、生い立ちから語り始め、親の借金で二代目として苦労したこと、自分の家族にも苦労をかけたが、民商と巡り合い、現在会長として奮闘している

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

